

# 「横浜市新市庁舎 商業施設運営事業者」の公募に関する説明会

## 説明会での主な質疑応答

### ◆ 「応募登録申込」の登録書類について（公募要項 14 ページ）

Q：キャッシュフロー計算書を作成していないため、これに代わる年間のキャッシュフローがわかる書類を作成する必要がある。その場合も、その他の登録書類と同じ提出期限になるか？

A：その他の登録書類と同じく、4月6日（金）までにご提出をお願いします。

Q：提出した書類について、横浜市の確認で不備が見つかった場合はどうなるのか？

A：横浜市から資料の修正や追加の資料提出等についてご連絡いたします。

### ◆ 「横浜市市庁舎商業施設に係る開業前プロパティマネジメント業務委託 業務説明資料 別紙2」について

Q：公募要項（8ページ）に記載されている、2019年度、2020年度の契約代金額（概算）が、もし減額されてしまった場合、事業者側から契約解除できるか？

A：単年度での契約になりますので、次年度の契約を締結するかどうかの調整になります。

### ◆ テナント敷金について

Q：テナント敷金は横浜市へ預け入れなくても良いか？

A：横浜市へ預け入れる必要はありません。テナント敷金は、運営事業者が管理していただきます。

### ◆ リニューアル等の費用負担について

Q：リニューアル等の費用負担は横浜市という考えで良いか？

A：A工事部分については横浜市負担となります。

### （その他、補足情報）

### ◆ 登録書類⑪「納税証明書（原本）」について（公募要項 14 ページ）

eTax で発行される電子納税証明書を印刷したものでも構いません。